

第4次 松山市 男女共同参画 基本計画

概要版

共に次のステップへ
一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち

松山市

男女共同参画とは

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

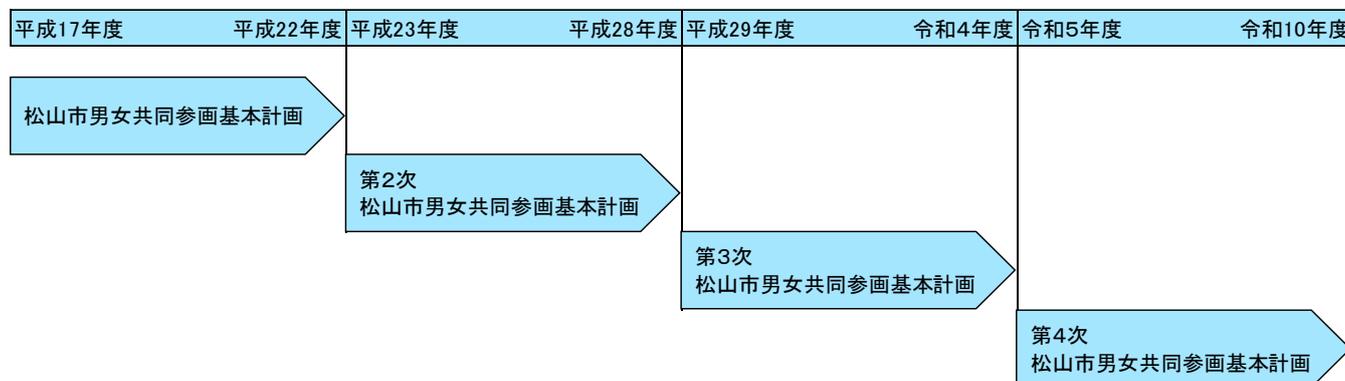
(松山市男女共同参画推進条例第2条第1号より)

計画の性格

- (1) 「松山市男女共同参画推進条例」に基づき、国や愛媛県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ、第6次松山市総合計画の施策に位置付けられている男女共同参画社会の実現を目指し、本市の特性に応じた男女共同参画の取組を明らかにした総合的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法²)」に基づく「松山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(配偶者暴力防止基本計画)」を含む計画です。
(主要課題1 重点目標1)
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法³)」に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」として位置付けた計画です。
(主要課題3及び主要課題4)
- (4) 市、市民及び事業者が、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場で男女共同参画を推進するための目標・指針です。
- (5) 本計画に示された施策の方向に沿って、具体的な事業実施計画を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和5年(2023年)度から令和10年(2028年)度までの6年間とします。なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況、国及び愛媛県の動向などを見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

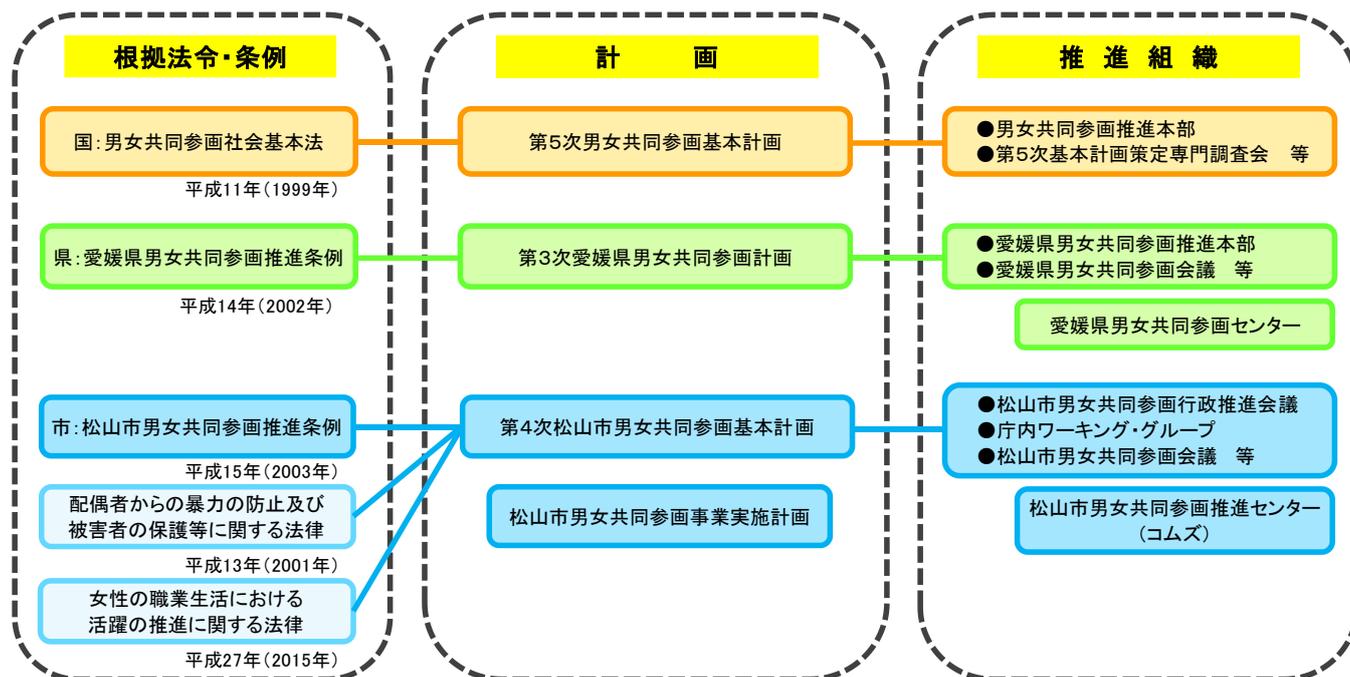


¹ 第6次松山市総合計画 市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画

² 配偶者暴力防止法 配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律(平成13年法律第31号)

³ 女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成27年法律第64号)

政策体系



推進体制

① 庁内体制の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である「松山市男女共同参画行政推進会議」や「庁内ワーキング・グループ」で情報の共有化と庁内連携を強化するとともに、計画の総合的な推進を図ります。

② 松山市男女共同参画会議の機能活用

学識経験者などで組織する「松山市男女共同参画会議」で、男女共同参画推進に関する基本的かつ重要な事項について調査・審議を行い、意見を聴きながら事業を推進します。

③ 市民及び事業者との連携・協力

男女共同参画の推進に向け、市民及び事業者に対して積極的な情報提供等を行い、理解を深めるとともに、連携・協力しながら、第4次松山市男女共同参画基本計画を推進します。

④ 拠点施設の機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である松山市男女共同参画推進センター(コムズ)で、男女共同参画に関する情報の収集、学習機会の提供、各種団体・グループの支援、相談などの活動を充実させ、より効果的な事業を推進します。

⑤ 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

第4次松山市男女共同参画基本計画を具体的かつ計画的に推進していくため、松山市男女共同参画事業実施計画を策定し、毎年度進捗状況を的確に把握・評価するとともにその評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。



| 重点目標 | 施策の方向 |
|------------------------------|--|
| 男女間のあらゆる暴力の根絶 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実 2. 自立に向けた総合的な支援体制の充実 3. 関係機関・団体との連携による暴力への対処等 4. 性暴力への対策の推進 |
| 生涯を通じた男女の健康支援 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 心とからだの健康づくりの支援 2. 健康をおびやかす問題への対策の推進 3. 自殺の予防と対策 |
| メディアでの男女の人権の尊重 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援 2. 公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進 3. インターネット上の女性に対する暴力等への対応 |
| 社会での制度や慣行についての見直し | <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進 2. 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 3. アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消 |
| 誰もが安心して暮らせる条件の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実 2. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 3. 多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施 |
| 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会等への女性の参画促進 2. 管理監督者への女性の登用促進 |
| 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進 2. 地域活動への参画促進 3. 地域で活動する団体等の支援・連携促進 4. 政治分野での男女共同参画推進 |
| 雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し | <ol style="list-style-type: none"> 1. 男性中心型労働慣行の見直し 2. 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進 4. 農業分野での女性の経営参画の促進 5. 職業能力の開発支援 6. 多様な就業ニーズへの対応 |
| 男性の家事・育児・介護等への参画推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 男性にとってのワーク・ライフ・バランス 2. 育児休業等取得への啓発・支援 3. 家事・育児・介護等の実践に向けた支援 |
| 安心して子どもを産み育てられる環境整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て環境の充実 2. 妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実 3. ひとり親家庭等の生活への支援 4. 相談体制の確立 |
| 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織や防災士などへの支援 2. 産官民学が連携した地域防災力の強化 |
| 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営や仮設住宅での男女共同参画 2. 防災知識の普及 3. 災害用物資の支援 4. 復興への取組での男女共同参画の視点強化 |
| 男女平等を推進する教育・学習の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育での男女平等の推進 2. 家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進 3. 子どもにとっての男女共同参画 |
| 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習の推進 2. 女性の能力開発(エンパワメント)のための機会の充実 |

数値目標

本計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

全体目標

| 項目 | | 実績値 令和3年度 (2021年度) | 目標値 令和10年度 (2028年度) |
|-----------|--------|--------------------------|---------------------------|
| 男女の地位の平等感 | 家庭 | 34.4% | 46% |
| | 職場 | 26.5% | 32% |
| | 学校教育 | 58.6% | 62% |
| | 地域社会 | 32.5% | 48% |
| | 法律や制度上 | 35.4% | 41% |
| | 政治 | 16.0% | 19% |
| | 社会全体 | 17.1% | 23% |

個別目標

| 主要課題 | 項目 | 実績値 令和3年度 (2021年度) | 目標値 令和10年度 (2028年度) |
|----------------------|---|--------------------------|---------------------------|
| 男女の人権の尊重 | ドメスティック・バイオレンス被害を 誰(どこ)にも相談しなかった人の割合 | 22.6% | 減少 |
| 社会制度・慣行の 見直しと意識改革 | 固定的性別役割分担意識に賛成の割合 | 25.2% | 減少 |
| 方針決定過程への 女性の参画拡大 | 審議会等 ¹ への女性の登用率 | 44.1% <令和4年4月1日> | 50% <令和11年4月1日> |
| | 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合 | 11.4% <令和4年4月1日> | 12%以上 <令和7年度> |
| 仕事と生活の調和 | 市職員の育児休業を取得する男性の割合 | 35.7% | 30%以上 <令和7年度> |
| | 保育所等利用待機児童数(※) | 0人 <令和4年4月1日> | 0人 |
| | 放課後児童クラブ入会児童数 | 5,347人 | 6,439人 <令和6年度> |
| | この1週間、バランスの良い時間の 使い方ができた人の割合 | 51.5% | 増加 |
| | 男性の1日あたりの 平均的な家事・育児時間(休日) | 女性の50% | 増加 |
| | まどんな応援企業数 | 85 | 100 |
| 地域防災分野での 男女共同参画 | 防災士に占める女性の割合 | 20.5% | 23.0% |
| 教育分野での 男女共同参画 | 松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への参加者数 | 1,596人 | 4,000人 |
| | 松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への30代以下の参加者数 | 692人(推計値) | 1,200人 |

(※)調査日時時点で、保育の必要性が認定され保育所等へ入所申込みをしているが、入所できていない児童数(なお、保護者の私的な理由により待機している場合など、一定の条件を満たしていないものを除く。)

¹ 審議会等 政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関

主要課題
1

男女の人権の尊重 ～互いを理解し尊重します～

★重点目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

全国的にDV¹相談件数は増加しており、愛媛県下の相談件数も増加しています。本市の市民意識調査によると、暴力を受けたことについて「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した人は、男性が特に多い結果となりました。被害者が安心して相談できるような窓口の工夫や相談機関の周知・啓発、相談体制を充実させることが必要です。

<施策の方向>

- 暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実
- 自立に向けた総合的な支援体制の充実
- 関係機関・団体との連携による暴力への対処等
- 性暴力への対策の推進

★重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

<現状と課題>

生涯を通じて男女の性差に応じた健康づくりを推進するとともに、健康をおびやかす問題への対策を進め、誰もが健康で明るく生活できる環境を整備することが必要です。また、女性特有の健康課題等について理解・関心を深めることにより、男女共に女性の健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー²)を高めていくことが重要です。

<施策の方向>

- 心とからだの健康づくりの支援
- 健康をおびやかす問題への対策の推進
- 自殺の予防と対策

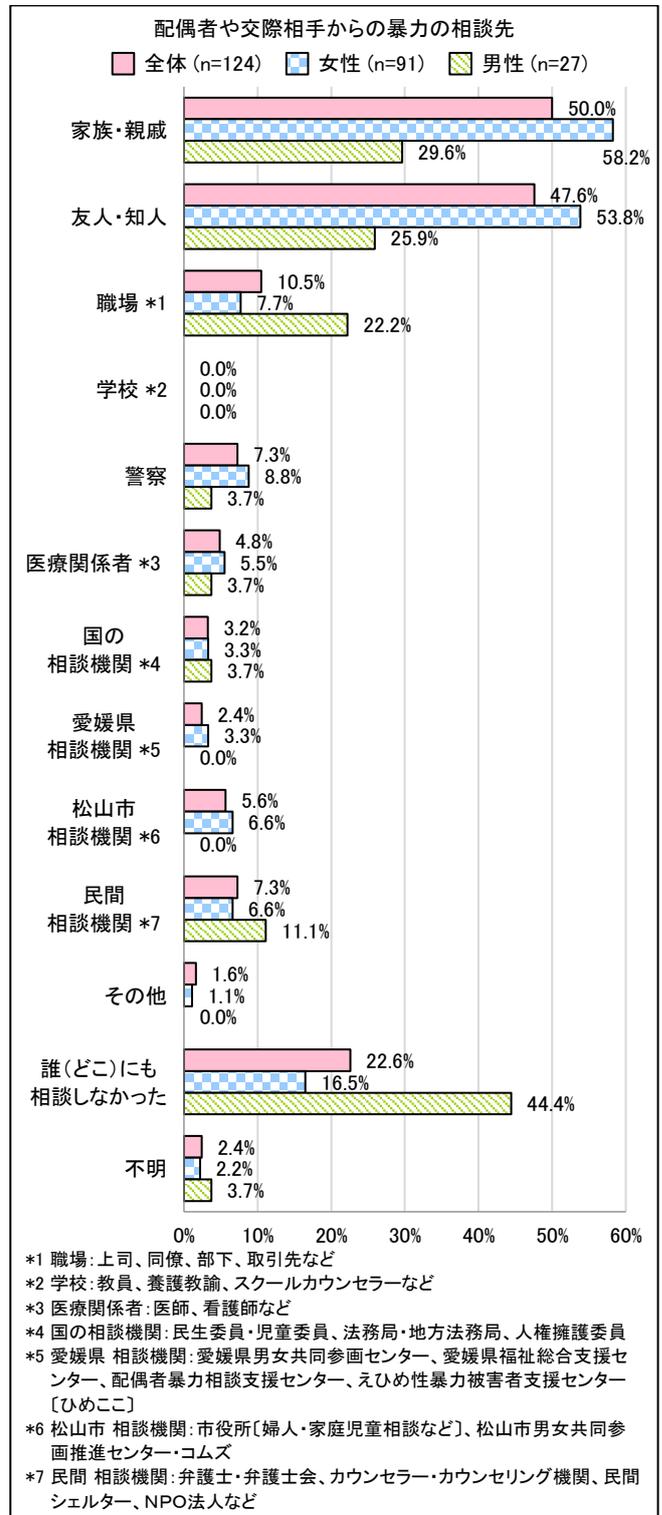
★重点目標3 メディアでの男女の人権の尊重

<現状と課題>

インターネット等を使い、様々な情報の受取りや発信が容易になった一方で、人権を侵害するような情報の流通が社会問題となっています。膨大な情報が氾濫する中、情報活用能力(メディア・リテラシー³)向上のための取組を進める必要があります。

<施策の方向>

- 情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援
- 公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進
- インターネット上の女性に対する暴力等への対応



資料出所：令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」
(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ DV ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待

² ヘルスリテラシー 健康についての正しい知識・情報を入手し、理解して活用する能力

³ メディア・リテラシー 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 1. メディアを主体的に読み解く能力 2. メディアにアクセスし、活用する能力 3. メディアを通じてコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力

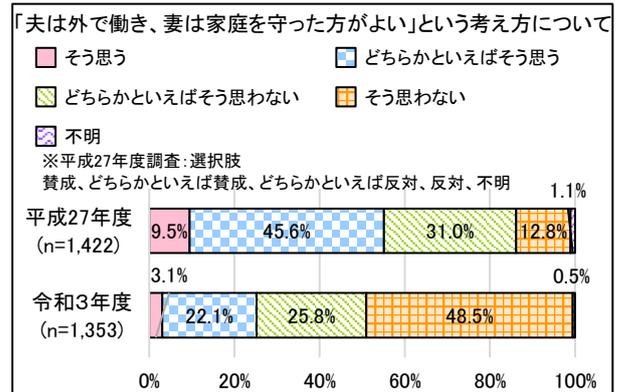
★重点目標1 社会での制度や慣行についての見直し

＜現状と課題＞

本市の市民意識調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」といった「固定的性別役割分担意識」に大幅な改善が見られるものの、あらゆる分野での男女の平等感¹は、特に「家庭」で男女間に大きく差が出るなど実態は伴っていない状況です。男女共同参画の取組の進展がまだまだ十分でない要因の一つとして、アンコンシャス・バイアス²の存在があり、それによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが大切です。

＜施策の方向＞

- 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進
- 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消



資料出所:平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

★重点目標2 誰もが安心して暮らせる条件の整備

＜現状と課題＞

社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくために、多様な生き方を認め合う意識を醸成し、共生する社会の実現を進めていくことが求められています。

＜施策の方向＞

- 高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実
- 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施

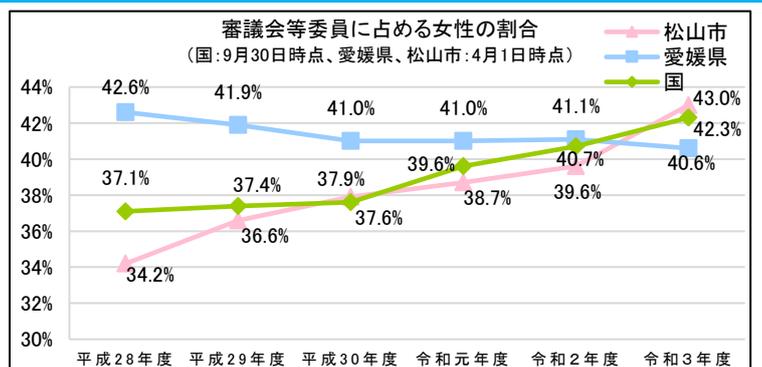
★重点目標1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

＜現状と課題＞

多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れるため、女性のあらゆる分野での活躍は不可欠であり、市の政策・方針決定過程に男女が平等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要です。

＜施策の方向＞

- 審議会等への女性の参画促進
- 管理監督者への女性の登用促進



資料出所:内閣府、愛媛県、松山市市民生活課

★重点目標2 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

＜現状と課題＞

地域・職場の方針決定過程への女性の参画を求める意識が高まっており、男女が共に暮らしやすい地域や働く喜びがある職場をつくるために、方針などを企画・立案する段階から男女が共に参画することが求められています。

＜施策の方向＞

- 女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進
- 地域活動への参画促進
- 地域で活動する団体等の支援・連携促進
- 政治分野での男女共同参画推進

¹ 固定的性別役割分担意識 男性、女性の役割を性別だけを理由に決めつけること。

² アンコンシャス・バイアス 日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことで、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもある。

★重点目標1 雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し

＜現状と課題＞

働く場での女性のますますの活躍や男性の家庭・地域社会での活躍、男女共に多様で柔軟な働き方への取組が進められており、働きたい人全てが生き生きと働くことができる環境を整備する必要があります。

＜施策の方向＞

- 男性中心型労働慣行の見直し
- 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進
- 農業分野での女性の経営参画の促進
- 職業能力の開発支援
- 多様な就業ニーズへの対応

★重点目標2 男性の家事・育児・介護等への参画推進

＜現状と課題＞

男女共同参画社会の実現に向けては、女性の社会での活躍と歩調を合わせて、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが不可欠であり、近年、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画する土壌づくりは進められています。男性の家事・育児への参画は、社会全体の男女共同参画を後押しするだけでなく、今後の地域の発展のためにも重要です。

＜施策の方向＞

- 男性にとってのワーク・ライフ・バランス
- 育児休業等取得への啓発・支援
- 家事・育児・介護等の実践に向けた支援

1日あたりの平均的な時間の使い方

| | | 女性 | 男性 | (n=女性、男性) |
|----|----|--------|--------|-------------|
| 家事 | 平日 | 3時間03分 | 1時間16分 | (n=663,452) |
| | 休日 | 3時間40分 | 1時間49分 | (n=628,448) |
| 育児 | 平日 | 1時間40分 | 0時間22分 | (n=415,317) |
| | 休日 | 2時間26分 | 1時間15分 | (n=398,312) |
| 介護 | 平日 | 0時間16分 | 0時間14分 | (n=407,311) |
| | 休日 | 0時間28分 | 0時間18分 | (n=401,301) |
| 就労 | 平日 | 5時間54分 | 7時間39分 | (n=541,442) |
| | 休日 | 0時間37分 | 0時間49分 | (n=398,338) |

資料出所:令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

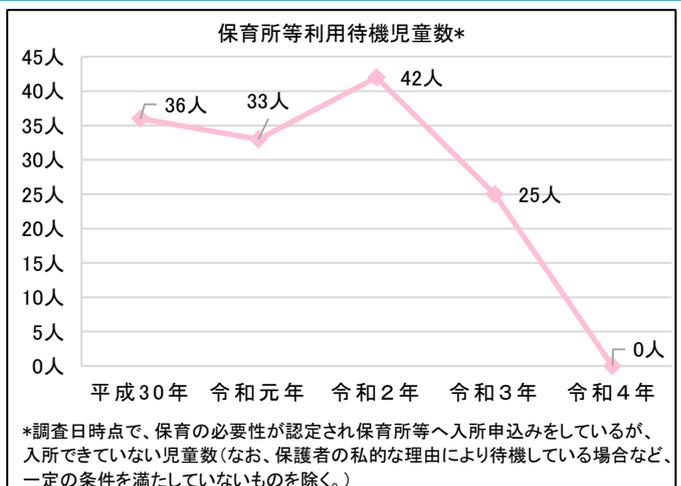
★重点目標3 安心して子どもを産み育てられる環境整備

＜現状と課題＞

子育てを取り巻く地域や家庭の状況が変化し続ける中、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、気軽に集まれる場所の整備、相談体制の強化など妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援が必要です。

＜施策の方向＞

- 子育て環境の充実
- 妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実
- ひとり親家庭等の生活への支援
- 相談体制の確立



資料出所:松山市保育・幼稚園課

主要課題
5

地域防災分野での男女共同参画 ～災害時こそ互いを配慮します～

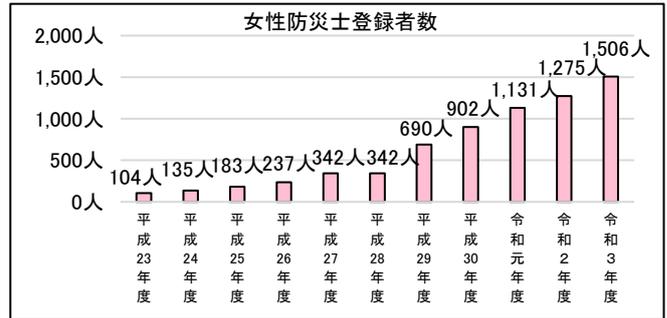
★重点目標1 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化

＜現状と課題＞

意思決定過程への積極的な女性の参画や地域特性に応じた取組、産官民学が連携した切れ目のない全世代型防災教育を実施し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化に努めています。

＜施策の方向＞

- 自主防災組織や防災士などへの支援
- 産官民学が連携した地域防災力の強化



資料出所:松山市防災・危機管理課

★重点目標2 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立

＜現状と課題＞

災害時には社会要因も被害の内容や大きさを決める要因となるため、日常的な男女共同参画社会の実現が非常に重要であり、多様なニーズに対応できる備えの充実や松山市総合防災訓練の実施など、総合的な防災力強化に努めています。

＜施策の方向＞

- 避難所運営や仮設住宅での男女共同参画
- 防災知識の普及
- 災害用物資の支援
- 復興への取組での男女共同参画の視点強化

主要課題
6

教育分野での男女共同参画 ～豊かな人間性を育む教育を目指します～

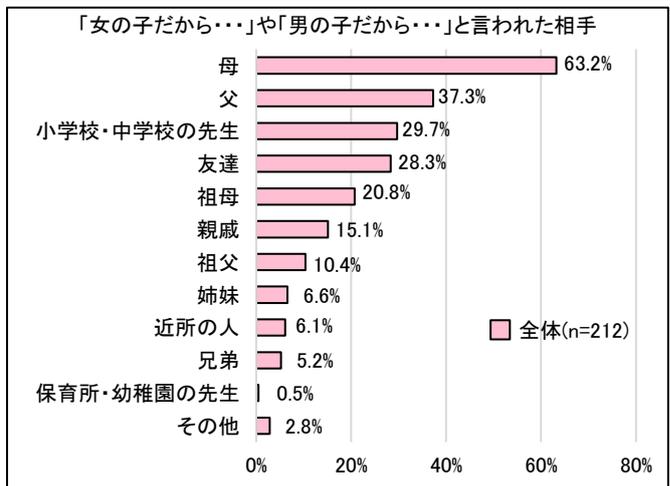
★重点目標1 男女平等を推進する教育・学習の充実

＜現状と課題＞

子どもたちが個性と能力を發揮し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を実施するとともに、教職員を含め幅広い人がアンコンシャス・バイアスによって生じる悪影響について理解し、解消していく取組が求められています。

＜施策の方向＞

- 学校教育での男女平等の推進
- 家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進
- 子どもにとっての男女共同参画



資料出所:令和元年度「中学生の男女共同参画に関する意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団

★重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

＜現状と課題＞

人生100年時代といわれる中、生涯学習や能力開発を推進していく必要があるため、若い世代に対してのライフデザインを考える支援をはじめとして、全世代の男女に学び直しなどの学習機会を提供し、市内に男女共同参画の輪を広げることが必要です。

＜施策の方向＞

- 生涯学習の推進
- 女性の能力開発(エンパワーメント¹)のための機会の充実

¹ エンパワーメント 男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を發揮し、行動していくこと。

松山市男女共同参画推進センター（コムズ）

〒790-0003
 松山市三番町六丁目4番地 20
 TEL 089-943-5776
 FAX 089-943-0460
 E-Mail coms@coms.or.jp



コムズホームページ



松山市の各種相談窓口（※年未年始を除く）

| 相談名・内容 | 日時 | 相談窓口・お問合せ先 |
|---|---|--|
| ●女性相談 | | |
| 「女性のためのコムズ電話・面談相談室」 DV に関することや、その他、女性が抱える 様々な相談 | 火・水・金・土曜日 10:00～20:00 (面談は 17:00 まで) 日・祝日 10:00～16:00 ※面談のみ要予約 | 松山市男女共同参画推進センター（コムズ） TEL 089-943-5770 FAX 089-943-0460 |
| 「婦人相談・家庭児童相談（電話・面談）」 DV や婦人の悩みごと、家庭内の人間関係 や養育、しつけや虐待問題などの相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く | 松山市福祉・子育て相談窓口 TEL 089-948-6413 FAX 089-934-1814 |
| 「母子相談（電話・面談）」 ひとり親の生活、住まい、子どもの養育等 の相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く | 松山市福祉・子育て相談窓口 TEL 089-948-6749 FAX 089-934-1537 |
| ●男性相談 | | |
| 「男性のためのコムズ電話・面談相談室」 DV に関することや、その他、男性が抱える 様々な相談 | 第2水・第4土曜日 18:30～20:30 (電話・面接ともに要予約) | 松山市男女共同参画推進センター（コムズ） TEL 089-943-5777 FAX 089-943-0460 |
| 「父子相談（電話・面談）」 ひとり親の生活、住まい、子どもの養育等 の相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く | 松山市福祉・子育て相談窓口 TEL 089-948-6413 FAX 089-934-1537 |
| ●子どもに関する相談 | | |
| 「子育てに関する相談」 子育て・子どもの発育、発 達・虐待・不登校・いじめ・ 問題行動等、0歳から 18 歳までの子どもに関する さまざまな相談 | 松山市子ども 総合相談 | 月～金曜日 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:00 |
| | ほっとHOT | 月～土曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く |
| | ひろば | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く |
| 「すくすく・サポート（松山市子育て世代包 括支援センター）」 妊娠・出産・産後・就学前までの子育てのさ まざまな相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く | すくすく・サポート市役所 TEL 089-948-6343 FAX 089-934-1537 すくすく・サポート保健所 TEL 089-911-1822 FAX 089-925-0230 すくすく・サポート南部 TEL 089-969-1400 FAX 089-969-1002 すくすく・サポート北条 TEL 089-993-0646 FAX 089-993-0659 すくすく・サポート中島 TEL 089-997-1177 FAX 089-997-1179 |
| ●その他 | | |
| 「市民相談（電話・面談）」 日常生活で困りごとなど、一般的な相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く | 松山市市民生活課 TEL 089-948-6211・6690 FAX 089-934-1768 |
| 「自立相談支援窓口」 生活する上で経済的に困っている方の相談 | 月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日を除く | 福祉・子育て相談窓口 TEL 089-948-6875 FAX 089-943-6688 |
| 「心の病気、悩み事、精神保健に関する相 談」 | 電話 月～金曜日 8:30～17:15 面談 ※要予約 火曜日 9:30～11:30 木曜日 13:30～15:30 ※祝日を除く | 松山市保健所 保健予防課 精神保健担当 TEL 089-911-1816 FAX 089-923-6062 |

第4次 松山市男女共同参画基本計画 概要版

発行日 令和5年3月

発行 松山市 市民部 市民生活課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6449 FAX 089-934-3157

E-mail siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp